

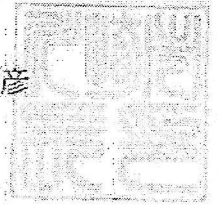
写

25川環評第913号

平成26年2月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

川崎市長 福 田 紀 彦



中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る環境影響評価準備書
に対する意見について（回答）

平成25年11月25日付け環計第59号により照会のありました
標記の件について、別紙のとおり提出します。



（環境局環境評価室 担当）

電話044-200-2156

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る 環境影響評価準備書に対する市長意見

平成26年2月

川 崎 市

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」に係る環境影響評価準備書に対する知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

本事業は、東海道新幹線の将来の経年劣化への抜本的な備えや将来の大規模災害への抜本対策を目的に、東京都港区を起点とし、愛知県名古屋市に至る延長約 286 km の区間において、超電導磁気浮上方式を採用した新幹線鉄道を建設するものである。

川崎市内における路線延長は約 16 km で、その区間を大深度地下トンネルで通過する計画としている。また、中原区等々力、宮前区梶ヶ谷、宮前区犬蔵三丁目、麻生区東百合丘三丁目及び麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地に非常口の設置が計画されており、さらに、宮前区梶ヶ谷に設置が計画されている非常口には、地下に保守用車留置施設を併設する計画としている。

本事業が実施される川崎市域は、市街化・住宅地化が高度に進展し、多くの市民が生活する地域であり、環境の保全について最大限の配慮が求められている。このため、事業の実施に当たっては、このような本市の地域特性を十分考慮し、次の事項及び個別事項で指摘している内容について、十分留意する必要がある。また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、これらの指摘事項に対応して具体的・個別的な補充を行い、分かりやすく記載する必要がある。

(1) 長期間の工事における環境配慮

本事業の工事は 10 年以上の長期に及ぶものであり、川崎市内では、中原区を始め市内各所で、川崎市環境影響評価に関する条例の対象となる大規模事業が実施又は予定されていることから、これらの事業との工期が重複することにより工事車両の走行に伴う環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に当たっては、他の事業者との間で連絡、調整を図るとともに、その工事の時点における環境に配慮された最新の

建設機械や工事用車両を採用するなど最大限の環境保全措置を講ずる必要がある。

(2) モニタリングの実施

大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音、水質、地下水、水資源、地形、地盤沈下及び土壌汚染の各評価項目のモニタリングについては、モニタリングを実施する具体的な地点、回数、時期等を評価書で明らかにした上で、適切に実施し、その結果については、モニタリング実施後速やかに公表する必要がある。

(3) 関係機関との協議等

事業の進捗に応じて、その進捗の状況や環境保全措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、関係機関との協議、調整を適切に行う必要がある。

(4) 工事説明等の実施及び問合せ等窓口の市内設置

工事開始前に、関係地域において工事説明等を行い、予測及び評価の内容や講じようとする環境保全措置等の内容について改めて周知を図る必要がある。また、関係住民の問合せ等の窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図る必要がある。

2 個別事項

(1) 大気質

ア 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測対象時期については、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間としているが、排出量を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度及び粉じん濃度の予測結果については、等値線図を用いて、影響の程度を分かりやすく示すとともに、建設機械の配置及び予測地点の濃度を当該図の上に表示する必要がある。

- ウ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度は、直近の住居等において寄与濃度が高く、寄与率も 40%に近くなる地点があると予測していることから、排出ガス対策の進んだ二次対策型又は三次対策型の建設機械の積極的な採用、アイドリングストップの推進などの環境保全措置を更に徹底するとともに、その環境保全措置の効果及び実施状況を継続して把握するため、二酸化窒素濃度のモニタリングを常時実施する必要がある。
- エ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、特定の短い時間に工事の影響が集中しないことから短期予測（1時間値予測）については予測対象としていない。しかしながら、長期予測（年平均値予測）の結果よりも寄与濃度は高くなることが想定されることから、短期的な影響の程度について、評価書で具体的に説明する必要がある。
- オ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測対象時期については、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間としているが、排出量の根拠となる車両台数を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。
- カ 川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺35号）が含まれており、10年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、大気質への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。
- また、新たに選定した道路については、大気質の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。
- キ 建設機械の稼働に伴う粉じん等の予測について、降下ばいじん量は、季節ごとに $0.11 \sim 8.98 \text{ t/km}^2/\text{月}$ で参考値（ $10 \text{ t/km}^2/\text{月}$ ）を下回るとしている。しかしながら、川崎市内2箇所における年平均値 $2.1 \sim 3.9 \text{ t/km}^2/\text{月}$ を上回る箇所があることから、粉じん等の発生防止を徹

底するとともに、他の自治体の事例を参考に工事施工ヤードの仮囲いを高くするなどの環境保全措置を講ずる必要がある。

(2) 騒音

ア 建設機械の稼働に伴う騒音の予測対象時期を工事により発生する騒音が最大となる時期としているが、建設機械の騒音のパワーレベルの合成値を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果については、等値線図を用いて、影響の程度を分かりやすく示すとともに、建設機械の配置、騒音レベルの最大出現地点及びその数値を当該図の上に表示する必要がある。

ウ 予測結果の騒音レベルについて、日常生活の中で感じる騒音レベルを示し、一般の市民が理解できるように分かりやすく説明する必要がある。

エ 建設機械の稼働に伴う騒音については、更なる環境影響の低減を図るため、他の自治体の事例を参考に工事施工ヤードの仮囲いを高くするとともに、その影響の程度について予測及び評価を実施し、その内容を評価書で明らかにする必要がある。さらに、低騒音型建設機械の積極的な採用、アイドリングストップの推進などの環境保全措置を徹底するとともに、その環境保全措置の効果及び実施状況を継続して把握するため、工事中は、騒音レベルのモニタリングを常時実施する必要がある。

オ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の予測対象時期を工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期としているが、車両台数を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

カ 川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺35号）が含まれており、10年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、騒音による生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、

交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、騒音の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

(3) 振 動

ア 建設機械の稼働に伴う振動の予測対象時期を工事により発生する振動が最大となる時期としているが、建設機械の振動レベルの合成値を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果については、等値線図を用いて、影響の程度を分かりやすく示すとともに、建設機械の配置、振動レベルの最大出現地点及びその数値を当該図の上に表示する必要がある。

ウ 予測結果の振動レベルについて、日常生活の中で感じる振動レベルを示し、一般の市民が理解できるように分かりやすく説明する必要がある。

エ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の予測対象時期を工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期としているが、車両台数を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

オ 川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺 35 号）が含まれており、10 年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、振動による生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、振動の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、騒音の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

(3) 振 動

ア 建設機械の稼働に伴う振動の予測対象時期を工事により発生する振動が最大となる時期としているが、建設機械の振動レベルの合成値を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果については、等値線図を用いて、影響の程度を分かりやすく示すとともに、建設機械の配置、振動レベルの最大出現地点及びその数値を当該図の上に表示する必要がある。

ウ 予測結果の振動レベルについて、日常生活の中で感じる振動レベルを示し、一般の市民が理解できるように分かりやすく説明する必要がある。

エ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の予測対象時期を工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期としているが、車両台数を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

オ 川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺 35 号）が含まれており、10 年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、振動による生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、振動の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

(4) 地下水及び地盤

非常口の掘削工事等や大深度地下トンネル工事の実施に当たっては、より詳細に地質及び地盤の調査を行い、その結果を踏まえて、工事の施工計画、施工方法及び施工管理に十分配慮する必要がある。

また、工事開始前から地下水位及び地盤変位の変動状況のモニタリングを実施し、不測の事態が生じた場合にも迅速に対応できる体制を整備する必要がある。さらに、工事終了後も工事による影響がないことを確認する必要がある。

(5) 日照障害

換気施設等の存在による日影の予測結果については、換気施設等の配置及び規模を明確にした上で、時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、分かりやすく説明する必要がある。

(6) 廃棄物等

ア 建設発生土及び建設汚泥の発生量の予測に当たっては、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を示して、分かりやすく説明する必要がある。

イ 発生土置き場については、現時点において具体的な位置、規模等の計画を明らかにすることが困難としているが、発生土置き場が明らかになった時点で、その位置、規模及び環境保全措置を速やかに公表し、場所に応じて選定した環境保全措置を確実に実施する必要がある。また、環境保全措置の効果を確認するため、モニタリングを実施し、その結果を公表する必要がある。

(7) その他

ア 大深度地下走行に係る磁界

列車の大深度地下トンネル走行に伴う地上での磁界については、影響の程度を確認し、その結果を公表する必要がある。また、磁界の影響については、市民から不安視されていることから、身の回りにある家電製品等から発生する磁界と比較するなど評価書において分かり

やすく説明する必要がある。

イ シールドトンネル工事等に係る振動等

シールドトンネル工事の実施及び列車の大深度地下トンネル走行に伴う地上での騒音及び振動については、影響の程度を確認し、その結果を公表する必要がある。

ウ 工事用道路の設置工事等

川崎市内では、非常口の設置工事に当たり、緑地、農地及び住宅地を通る工事用道路を設置する計画があることから、現況の緑地、農地等に配慮して工事用道路用地の絞り込みを行う必要がある。また、工事用道路の設置工事における建設機械の稼働や工事用車両の走行を環境影響の要因として捉えて、大気、騒音及び振動の予測及び評価の地点を適切に設定し、その結果を評価書等で明らかにする必要がある。さらに、講じようとする環境保全措置を評価書等で示した上で、その効果をモニタリングにより確認する必要がある。

○ 環境影響評価に関する手続経過

- 平成23年 9月26日 川崎市長宛て環境影響評価方法書の送付
9月27日 環境影響評価方法書の公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始
神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
- 10月27日 環境影響評価法に基づく縦覧終了
- 11月10日 環境影響評価法に基づく意見書の締切日
神奈川県条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切日
- 12月 5日 環境影響評価方法書についての意見の概要を受理
- 12月 5日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 12月 7日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 平成24年 1月19日 審議会から市長宛て答申
1月26日 市長意見を神奈川県知事宛て送付
- 平成25年 9月18日 川崎市長宛て環境影響評価準備書の送付
9月20日 環境影響評価準備書の公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始
神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
- 10月21日 環境影響評価法に基づく縦覧終了
- 11月 5日 環境影響評価法に基づく意見書の締切日
神奈川県条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切日
- 11月25日 環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解を受理
- 11月25日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 11月26日 環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解の公告、縦覧開始

- 平成25年 1月 26日 法対象公聴会の開催の公告
- 1月 25日 環境影響評価準備書についての意見の概要
と事業者の見解の縦覧終了
- 1月 25日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 平成26年 1月 4日 法対象公述の申出の締切り（第1回・麻生
区役所）
申出者 10名
- 1月 5日 法対象公述の申出の締切り（第2回・宮前
区役所）
申出者 4名
- 1月 8日 法対象公聴会の傍聴の申込みの締切り
- 1月18日 法対象公聴会の開催（第1回・麻生区役所）
公述人 10名、傍聴人 56名
- 1月19日 法対象公聴会の開催（第2回・宮前区役所）
公述人 4名、傍聴人 38名
- 2月 25日 審議会から市長宛て答申
- 2月 28日 市長意見を神奈川県知事宛て送付

○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

- 平成23年 12月 7日 審議会（環境影響評価方法書事業者説明及び
審議）
- 1月 20日 審議会（環境影響評価方法書事業者説明及び
審議）
- 平成24年 1月18日 審議会（環境影響評価方法書答申案審議）
- 平成25年 12月25日 審議会（現地視察）
- 平成26年 1月14日 審議会（環境影響評価準備書事業者説明及び
審議）
- 2月 7日 審議会（環境影響評価準備書事業者説明及び
審議）
- 2月19日 審議会（環境影響評価準備書答申案審議）